

2023年6月26日

各位

株式会社 bitFlyer

新規暗号資産、「ザ・サンドボックス (The Sandbox)」取扱い開始のお知らせ
～ SAND、LAND が当たるキャンペーンを本日から実施 ～

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「bitFlyer」）は、本日より bitFlyer の販売所において、新たに「ザ・サンドボックス (The Sandbox)」の取扱いを開始しました。ザ・サンドボックスは bitFlyer において取り扱う 22 番目の暗号資産です。

bitFlyer では、今後も積極的に新規暗号資産の取扱いを増やしていくことで、お客様の投資の選択肢および web3 への参画の機会を増やしていくことに努めてまいります。



■ 「ザ・サンドボックス (The Sandbox)」について

- 通貨名：ザ・サンドボックス (The Sandbox)
- ティッカーシンボル：SAND
- 特徴：ザ・サンドボックスは、ブロックチェーン技術を活用したメタバース・プラットフォームです。

ユーザーは提供されるツールを使用して自由にコンテンツを作成・保持することができます。またザ・サンドボックス内で LAND と呼ばれる仮想空間上の土地も販売しており、企業が保有する LAND 上で定期的にイベント等が開催されています。

SAND はザ・サンドボックスプラットフォーム内で使用される暗号資産です。

SAND を用いてユーザーが作成したコンテンツの取引、ガバナンス投票やステーキング等を行えます。

将来的にはガバナンストークンとしての活用を予定しています。

また、上記に伴い、契約締結前交付書面（暗号資産現物取引）を改訂しております。改訂後の書面及び新旧対照表は下記リンクよりダウンロードいただき、ご確認をお願いいたします。

契約締結前交付書面（暗号資産現物取引）

<https://bitflyer.com/pub/terms/ja-jp/explanation-crypto-asset-regulation.pdf>

新旧対照表

<https://bitflyer.com/pub/20230626-explanation-crypto-asset-regulation-comparison-ja.pdf>

また、これにあわせて本日より、以下のキャンペーンを行います。

■Twitter キャンペーン

<キャンペーン概要>

bitFlyer のキャンペーン Tweet をリツイート、および bitFlyer の Twitter 公式アカウントをフォローして頂いた方の中から抽選で 30 名様に 1 万円分の SAND をプレゼント、1 名様に LAND（ザ・サンドボックスプラットフォーム上で活用される土地の NFT）をプレゼント！

<キャンペーン期間>

2023 年 6 月 26 日（月）～ 2023 年 7 月 10 日（月）午後 11 時 59 分まで（日本時間）

<キャンペーン参加条件>

- ① bitFlyer 公式 Twitter アカウントをフォロー
- ② bitFlyer のキャンペーン Tweet をリツイート
- ③ bitFlyer アカウントのご本人様確認を完了 ※すでにアカウントをお持ちの場合も含まれます(<キャンペーンに関する注意事項>をご参照ください)

詳細はこちらのキャンペーンページをご確認ください。

<https://bitflyer.com/ja-jp/cam/sandtwitter-202306>

■トレードキャンペーン

THE SANDBOX bitFlyer

5 The Sandbox 取扱い開始

トレードキャンペーン!

SANDトレードで
3万円相当のSANDを20名様に
プレゼント!

<キャンペーン概要>

SAND を 1 万円以上 bitFlyer で取引した方の中から抽選で 20 名様に 3 万円分の SAND をプレゼント!

<キャンペーン期間>

2023 年 6 月 26 日 (月) ~ 2023 年 7 月 10 日 (月) 午後 11 時 59 分まで (日本時間)

詳細はこちらのキャンペーンページをご確認ください。

<https://bitflyer.com/ja-jp/cam/sandtrade-202306>

<キャンペーンに関する注意事項>

- bitFlyer アカウントはお一人につき 1 アカウントです。すでに bitFlyer アカウントをお持ちのお客様は重複してアカウントを作成することはできません。
- 暗号資産 (仮想通貨) のお取引には、ご本人確認のお手続きを完了していただく必要があります。詳しくはこちらをご覧ください。 <https://bitflyer.com/ja-jp/faq/1-19>
- ご本人確認のお手続きには審査がございます。審査にはお時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってご参加ください。また審査の結果、ご希望に添えないこともございます。
- 以下に該当するお客様は、本キャンペーンの対象外です。
 - プレゼントの進呈時点で bitFlyer のアカウントを解約済みのお客様
- 以下の事情が判明した場合、プレゼントを受け取る権利を無効とさせていただくことがあります。なお、プレゼントの受け渡し後においては、没収等の措置を取らせていただくことがあります。
 - お一人で複数のアカウントを作成していることが判明した場合
 - ご登録いただいた連絡先へのメールが送信できない場合、又は受信できない場合
 - 虚偽の情報を用いていることが判明した場合
 - その他、bitFlyer が利用規約及びその他要項を満たしていないと判断した場合、不正な行為であると判断した場合
- キャンペーンの結果に関するお問い合わせには、お答えしかねますのであらかじめご了承ください。
- 個人情報の取り扱いは、bitFlyer のプライバシーポリシーをご参照ください。bitFlyer は、本キャンペーンにおけるサービスの一部又はすべてを事前に通知することなく変

更・中断・中止・終了することができるものとします。なお、変更・中断あるいは中止又は終了により生じた損害については、一切責任を負いません。

【株式会社 bitFlyer について】

bitFlyer は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

・公式 HP : <https://bitflyer.com/ja-jp/>

・登録番号：暗号資産交換業者 関東財務局第 00003 号、金融商品取引業者 関東財務局（金商）第 3294 号

・加入協会：一般社団法人日本暗号資産取引業協会

* 調査概要：2022 年 11 月 暗号資産取引所サービスについての市場調査

調査機関：日本マーケティングリサーチ機構

調査時期：2022 年 11 月 11 日 ~ 2022 年 11 月 25 日

【注意事項（よくお読みください）】

- 暗号資産は法定通貨ではありません。特定の者によりその価値を保証されているものではありません。
- 販売所取引では、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。
- 暗号資産交換取引および暗号資産関連店頭デリバティブ取引（以下、併せて「暗号資産関連取引」といいます。）のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「手数料一覧・税」に定める通りです。

手数料一覧・税:

[手数料一覧・税 | 仮想通貨ビットコイン \(Bitcoin\) の購入/販売所/取引所【bitFlyer \(ビットフライヤー\)】](#)

- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うには、証拠金の差し入れが必要です。証拠金についての詳細は「Lightning FX とは?」および「Lightning Futures とは?」をご覧ください。

Lightning FX とは?:

[ビットコイン取引所【bitFlyer Lightning】](#)

Lightning Futures とは?:

[ビットコイン取引所【bitFlyer Lightning】](#)

- 暗号資産関連取引は、元本を保証するものでなく、価格変動により損失が生じることがあります。
- 暗号資産関連取引を開始する場合や継続して行う場合には、「契約締結前交付書面」等をご確認いただき、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、お客様の資力、取引経験および取引目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引金額がその取引についてお客様が預入れる証拠金の額と比して大きいため、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。

- 電子認証に用いられるパスワードが第三者に悪用された場合、お客様に損失が生じる可能性があります。
- 暗号資産は、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、また不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができます。ただし、代価の弁済に使用することができるのは、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限りです。
- 当社の業務や財産状況が悪化した場合には、お客様が損失を被る可能性があります。なお、当社においては、お客様の資産を当社の資産とは分別して管理しております。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報担当

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：pr@bitflyer.com